様式第26号(第22条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

藤崎町長

子育てのための施設等利用給付認定延期通知書

　先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法の規定により、当該申請のあった日から起算して30日以内にその処分を行うこととされていますが、次の理由で審査が遅延しているため、処分の通知を延期します。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名  及び生年月日 |  |
| 支給認定区分 |  |
| 遅延理由 |  |
| 処理見込期間 |  |
| ご不明な点は下記問合せ先までご連絡ください。 | |